

低未利用土地等確認書の交付申請に必要な書類

全部で 5種類 の書類が必要	提出書類等
低未利用土地等であることの確認 ■ 3種類 の書類(1)(2)(3)	(1)別記様式①-1) 低未利用土地等確認申請書
	(2)売買契約書の写し
	(3)以下のいずれかの書類(※1) ① 豊後高田市空き家(空き宅地)バンクへの登録が確認できる書類 ② 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告 ③ 電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類(※2) ④ ①～③の書類を提出できない場合は、 ・別記様式①-2により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認する ・2方向以上からの写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることを確認する 等
譲渡後の利用についての確認(※3) ■ 1種類 の書類(4)又は(5)	【宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合】 (4)別記様式②-1 低未利用土地等の譲渡後の利用について
	【宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合】 (5)別記様式②-2 低未利用土地等の譲渡後の利用について
その他の要件の確認等 ■ 1種類 の書類(6)	(6)申請のあった土地等に係る登記事項証明書

- (※1) 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法(昭和27年法第229号)第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること(現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること)が確認されていることによっても、確認可能。
- (※2) 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等
- (※3) 別記様式②-1及び別記様式②-2を提出できない場合に限り、別記様式③(宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合)によっても確認可能。